

自動車 NOx・PM 法及び他都府県の条例の比較

		自動車 NOx・PM 法	兵庫県条例	関東 1 都 3 県条例	大阪府条例
対象地域		8 都府県 (埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府及び兵庫県) の一部の地域	阪神東南部地域 (神戸市灘区・東灘区、尼崎市、西宮市 (北部地域を除く)、芦屋市、伊丹市)	埼玉県、千葉県、東京都 (島部を除く)、神奈川県の全域	自動車 NOx・PM 法対策地域 (37 市町)
排出規制物質		窒素酸化物 (NOx) 粒子状物質 (PM)	窒素酸化物 (NOx) 粒子状物質 (PM)	粒子状物質 (PM)	窒素酸化物 (NOx) 粒子状物質 (PM)
規制内容		排出基準に適合しない自動車について、対策域内で登録することを規制する。	排出基準に適合しない自動車について、特別対策地域を運行することを規制する。(阪神高速 5 号湾岸線等一部路線を除外)	排出基準に適合しない自動車について、当該都県内を運行することを規制する。	排出基準に適合しない自動車について、対策域内を発地又は着地とする運行を規制する。
対象車種		トラック、バス、特種自動車 (乗用車ベースはディーゼル車のみ)、ディーゼル乗用車	車両総重量 8 t 以上の普通貨物自動車及び特種自動車、定員 30 人以上の大型バス	ディーゼルのトラック、バス、特種自動車 (トラック、バスベースのみ)	トラック、バス、特種自動車 (トラック、バスベースのみ)
排出基準	NOx	長期規制並	自動車 NOx・PM 法と同じ	規制なし	自動車 NOx・PM 法と同じ
	PM	3.5 t 以下：新短期規制の 1/2 3.5 t 超：長期規制並		長期規制並 (ただし、東京都、埼玉県は新短期規制並)	
規制開始時期		平成 14 年 10 月 1 日	平成 16 年 10 月 1 日	平成 15 年 10 月 1 日	平成 21 年 1 月 1 日
猶予期間 (初度登録日からの年数)		普通トラック 9 年 小型トラック 8 年 大型バス 12 年 マイクロバス 10 年 特種自動車 10 年 乗用車 9 年	普通トラック 10 年 大型バス 13 年 特種自動車 11 年	普通トラック 7 年 小型トラック 7 年 大型バス 7 年 マイクロバス 7 年 特種自動車 7 年	普通トラック 9 年 小型トラック 8 年 大型バス 12 年 マイクロバス 10 年 特種自動車 10 年
規制の担保手段		車検	県による立入検査、路上検査、荷主等への指導	都県による立入検査、路上検査	適合車等標章 (ステッカー) 表示義務、荷主等による適合車等の確認、府による立入検査
罰則等		6 ヶ月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金	20 万円以下の罰金や荷主等事業者に対する氏名公表	氏名公表や 50 万円以下の罰金	50 万円以下の罰金や荷主等事業者に対する 20 万円以下の罰金 (共に命令義務違反)